

第5節 産業廃棄物対策

1 概説

(1) 産業廃棄物の種類等

廃棄物は「廃棄物処理法」により一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類に分類されている。

なお、平成20年4月1日から「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」及び「物品賃貸業に係る木くず」が産業廃棄物となった。

平成25年6月には、特定の施設から排出される廃油（廃溶剤（1,4-ジオキサンに限る））及び特定の施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含むばいじん、汚泥、廃酸又は廃アルカリが、特定有害産業廃棄物として特別管理産業廃棄物に追加された。

また、平成25年の水銀に関する水俣条約の採択に伴い、これまでは有価物として取り扱われてきた金属水銀が廃棄物として取り扱う必要が生じることから、廃棄物処理法施行令が改正され、平成28年4月1日から廃水銀等が新たに特別管理産業廃棄物に指定施行された。さらに、蛍光灯及び水銀使用ボタン型電池等の水銀使用製品産業廃棄物においては、平成29年10月1日から新たな産業廃棄物処理基準が追加施行され、適正処理に向けて周知・指導を行っている。

(2) 規制指導の概要

産業廃棄物の中には、環境や人の健康に影響を及ぼす有害物質を含むものがあり、これらの処理にあたっては、無害化、二次公害の防止など万全の環境保全の措置をとる必要がある。また、循環型社会の形成に向けて資源化、再生利用とともに減量化の推進が要請されている。

本市においては、「廃棄物処理法」及び「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき規制指導等を行うことにより、適正処理を図っている。

また、産業廃棄物は広域移動を伴うため、近畿2府4県・政令市で構成する「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会」等に参画し規制指導の連携を図り、また、悪質な事業者等へ規制指導については、大阪府警察本部とも連携を図っている。

廃棄物の種類と定義

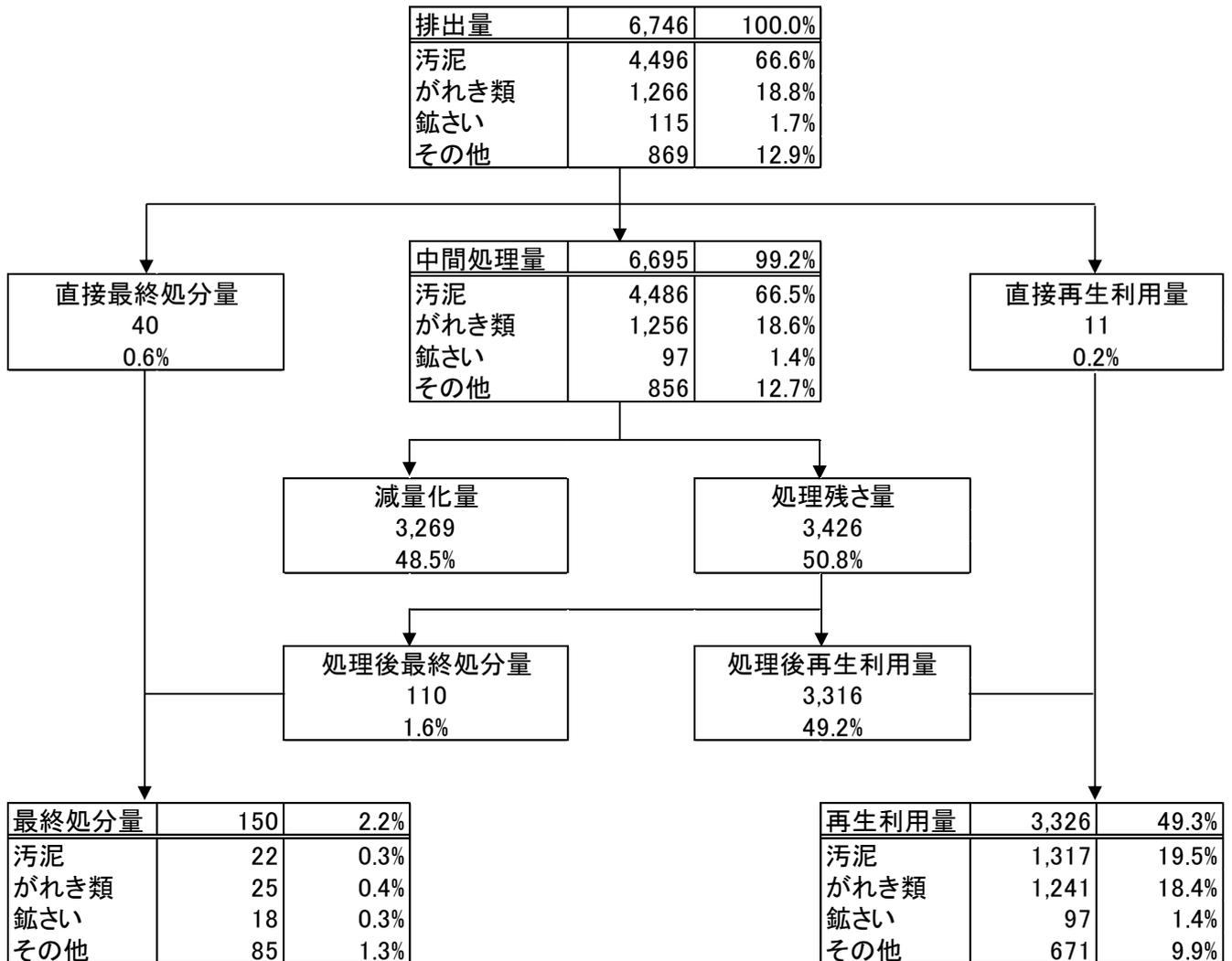
種 類	定 義
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
内	<p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物</p> <p>特別管理 一般廃棄物</p> <p>1. 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <p>2. PCBを使用する部品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ）</p> <p>3. ごみ処理施設（焼却施設：200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上）で焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん</p> <p>4. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</p> <p>5. 上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</p> <p>※環境省令で定める、ダイオキシン類の含有量：ばいじん、燃え殻又は汚泥：試料1グラムにつきダイオキシン類3ナノグラム</p> <p>6. 感染性一般廃棄物</p> <p>7. 廃水銀</p>
記	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの</p> <p>1. 燃え殻</p> <p>2. 汚泥</p> <p>3. 廃油</p> <p>4. 廃酸</p> <p>5. 廃アルカリ</p> <p>6. 廃プラスチック類</p> <p>7. 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。）</p> <p>8. 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。）</p> <p>9. 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。）</p> <p>10. 食品品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</p> <p>11. と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物</p> <p>12. ゴムくず</p> <p>13. 金属くず</p> <p>14. ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず</p> <p>15. 鋸さい</p> <p>16. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>17. 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）</p> <p>18. 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）</p> <p>19. 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの</p> <p>20. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの</p> <p>輸入廃棄物（1～19の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。）</p>
特別管理 産業廃棄物	<p>産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの</p> <p>1. 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）</p> <p>2. 廃酸（PH2.0以下）</p> <p>3. 廃アルカリ（PH12.5以上）</p> <p>4. 感染性産業廃棄物</p> <p>5. 特定有害産業廃棄物（PCB廃棄物、廃水銀等、廃石棉等）</p>

(3) 排出量及び処理状況

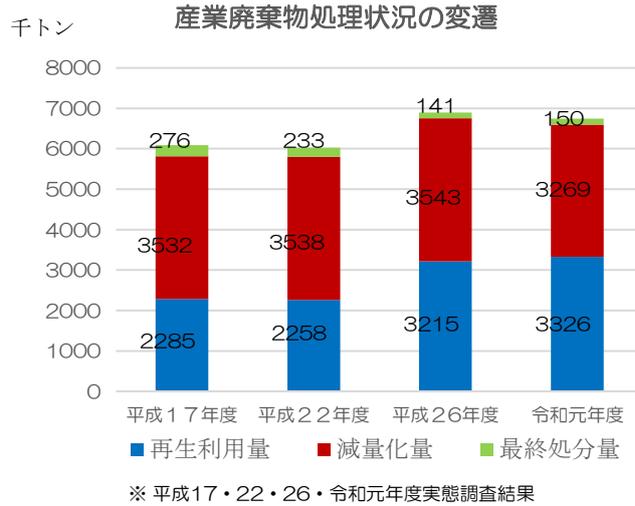
令和2年度に実施した排出実態調査の結果、令和元年度に大阪市域から排出された産業廃棄物の量は6,746千トンである。その内6,695千トン(99.2%)が中間処理され、3,426トン(50.8%)の残さが生ずる。再生利用量は、直接再生利用される11千トンと処理後再生利用される3,316千トンを合わせた3,326千トン(49.3%)となっており、最終的に150千トン(2.2%)は埋立処分されている。

産業廃棄物排出量及び処理状況（令和元年度）

単位：千 t



※四捨五入の関係で各欄の値の合計と、合計値が一致しないものがある。



2 適正処理指導

(1) 排出事業者に対する規制指導

事業者は、その産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（事業者処理責任の原則）。また、処理にあたっては、保管、収集運搬、処分の基準や委託の基準など各種の基準等を遵守しなければならない。

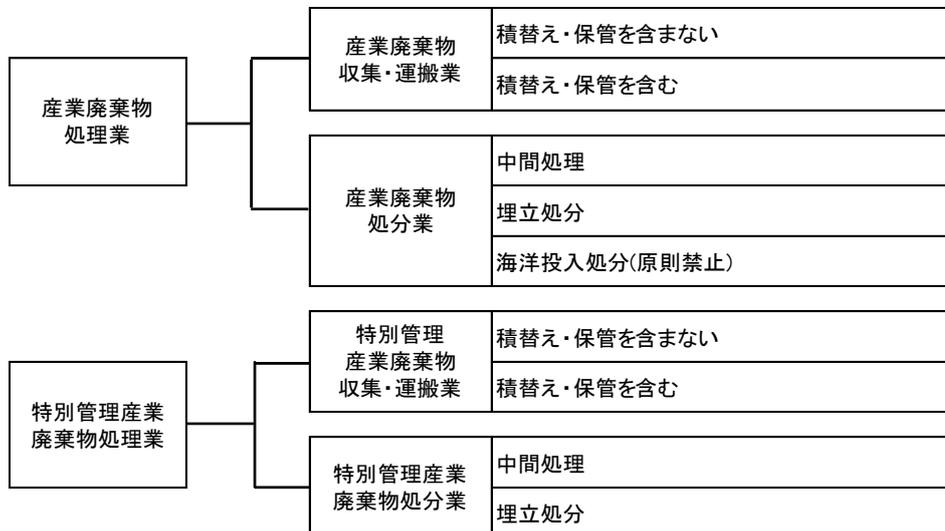
本市では、感染性産業廃棄物や特定有害産業廃棄物等の特別管理産業廃棄物を排出する恐れのある事業場及び産業廃棄物を多量に排出する事業場を中心に、立入検査を行う（令和5年度78件）とともに、報告の徴収、説明会の実施などにより、適正処理を指導している。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する規制指導

産業廃棄物の収集、運搬または処分を業として行おうとする者は、廃棄物処理法に基づく許可が必要である。

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分量、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分量の4種類の許可区分に分類され、本市における産業廃棄物処理業の許可業者数は、令和6年3月末現在で収集運搬業が180業者であり、処分量が108業者である。

これらの業者について、本市は立入検査を実施（令和5年度 収集運搬業者104件、処分量業者140件）するとともに、研修会の実施、報告の徴収などにより適正処理を指導している。



(3) 産業廃棄物処理施設設置者に対する規制指導

廃棄物の減量化、無害化等の中間処理や最終処分を行うための産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、廃棄物処理法に基づく許可を受けなければならない。

本市における産業廃棄物処理施設設置状況は、令和6年3月末現在110施設であり、本市が立入検査を実施している。

産業廃棄物処理施設（設置状況）

（令和6年3月末現在）

処理施設の種類（処理能力等）	施設数
1. 汚泥の脱水施設（10m ³ /日超）	14
2. 汚泥の乾燥施設（10m ³ /日超）	1
3. 汚泥の焼却施設（5m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上）	3
4. 廃油の油水分離施設（10m ³ /日超）	0
5. 廃油の焼却施設（1m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上）	6
6. 廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m ³ /日超）	1
7. 廃プラスチック類の破碎施設（5t/日超）	13
8. 廃プラスチック類の焼却施設（100kg/日超以上又は火格子面積2m ² 以上）	6
9. 木くず又はがれき類の破碎施設（5t/日超）	51
10. 汚泥コンクリート固型化施設	1
11. 水銀又はその他の化合物を含む汚泥のばい焼施設	0
12. シアン化合物の分解施設	0
13. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	0
14. 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物焼却施設	0
15. 廃PCB又はPCB処理物分解施設	1
16. PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設	1
17. 産業廃棄物の焼却施設（200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上）	9
18. 管理型最終処分場	3(2)
計	110 (2)

(注) 1. 産業廃棄物処理業者の処理施設を含む。

2. () は法改正以前から設置されている施設で、許可対象外

(4) 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄があった場合、現場確認の上、土地の管理者等に対し、原状回復の指導を行っている。

(5) 産業廃棄物焼却施設に対するダイオキシン類対策

平成14年12月から焼却施設の構造基準及び維持管理基準が強化されたことから、本市では立入調査を行い、ダイオキシン類の排出抑制指導を進めている。

(6) 感染性廃棄物処理対策

昭和62年に病院内で医師がB型肝炎に感染した疑いで死亡する事故が発生したことを機に、廃棄物処理に従事する者がB型肝炎やHIV等に二次感染するという不安が広がり、医療機関から排出される医療廃棄物の適正な処理の確保が求められるようになった。このため旧厚生省では平成元年11月に「医療廃棄物処理ガイドライン」を策定した。

本市においては、平成2年10月1日から同ガイドラインを実施し、その周知に努めるとともに、医療関係機関に対して医療廃棄物の適正処理を指導してきた。なお、平成4年の法改正に伴い、平成4年8月13日付けで同ガイドラインは、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に改訂された。

現在は、令和4年6月に改訂された同マニュアルに基づき、感染性廃棄物の適正処理の指導を行っている。

(7) 自動車リサイクル法に係る事務

平成14年7月に使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定された。この法律では既存の関連事業者は明確に役割分担され、引取業者及びフロン類回収業者は登録制、解体業者及び破砕業者は許可制となり、平成16年7月1日から一部（許可制度に関する部分）が施行された。

平成17年1月1日から本格施行され、電子マニフェスト制度等が開始されている。

本市においては、登録・許可事務及びこれらの関連事業者に対する使用済自動車に係る資源の有効利用の確保等についての指導を行っている。

(8) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進

平成13年にPCB等の残留性有機汚染物質（POPs）から人の健康及び環境を保護することを目的とするストックホルム条約（POPs条約）が採択された。本条約には我が国も批准しており、平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が制定され、その後の改正を経て高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和2年度末までと定められた。

大阪市域におけるPCB廃棄物についても「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「大阪市PCB廃棄物処理計画」という。）に基づいて、市域内におけるPCB廃棄物を処理期限内に処分するよう、取り組んできたところである。高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所に登録した台数の処理は、令和6年度末までの事業終了準備期間を活用し、令和5年度末で完了したが、新たに発見されたものについては、改正される処理計画に基づき令和7年度末までの処理を完了するよう指導していく。

高濃度PCB廃棄物の処理台数等（令和6年3月末）

PCB 廃棄物の種類	登録台数	処理台数	実績比率
高圧コンデンサー	17,666	17,666	100%
高圧変圧器	1,278	1,278	100%
廃PCB油	836	836	100%
安定器等・汚染物	5,369※	5,369※	100%

※：指定容器の個数

一方、低濃度PCB廃棄物は2026（令和8）年度末までに処理するよう、PCB廃棄物特別措置法において処分期間が定められており、引き続き、早期適正処理に向けた指導を行っている。

(9) 有害使用済機器の規制強化

平成29年6月の廃棄物処理法改正により、本来の用途での使用を終了した有害物質を含む電気電子機器の保管又は処分を事業として行おうとする者に対して、届出の義務、保管や処分の基準が追加されたことから、事業者に対して、適正処理及び届出指導を行っている。

(10) 電子マニフェストシステムの使用促進

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用にあたっては、事務の効率化やデータの透明性の確保、また、法令の遵守を徹底することができることから、令和4年度より全ての本市発注工事において電子マニフェストの使用を義務化するとともに、本市が排出する産業廃棄物の委託処理においても電子マニフェストを使用することとしている。

3 産業廃棄物の減量対策

本市は、市域が狭隘な上に市街地化が進み、最終処分場の確保が困難な状況にある。

このため、本市では、産業廃棄物処理対策の基本方針として減量化の推進を掲げ、また、指導指針などにおいても、適正処理とともに減量化を指導の重点として、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の発生抑制や資源化・再生利用、焼却等の中間処理による減量化の徹底を図っている。

(1) 多量排出事業者に対する指導

「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱（平成6年4月1日施行）」に基づき、多量排出事業者（年間の排出量が1,000トン以上または製造工程等の変更に伴い、予測排出量が年間1,000トン以上に増加する事業場）に対して、減量化対策を含めた長期処理計画の作成や処理実績報告書を提出させ、指導を行ってきた。

平成12年6月の「廃棄物処理法」の改正で同様の多量排出事業者制度が規定されたため、同法に基づいて減量化、適正処理等の指導を行っている。

(2) 特別管理産業廃棄物多量発生事業者に対する指導

「特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱（平成7年9月1日施行）」に基づき、特別管理産業廃棄物を多量に発生若しくは発生予測される事業者に対して指導を行ってきた。

平成12年6月「廃棄物処理法」の改正で特別管理産業廃棄物多量排出事業者制度（年間の排出量が50トン以上排出する事業者）が規定されたので要綱を廃止して、法に基づく処理計画書、翌年度に実施状況報告書の提出を求める等、減量化、適正処理等の指導を図っている。

なお、令和2年4月1日からは、特別管理産業廃棄物多量発生事業者に対して、電子マニフェストの使用が義務付けられている。

(3) 建設業者に対する指導

建設廃棄物の減量化、適正処理及び再生利用を推進するため、平成13年4月に「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」及び「建設工事等における産業廃棄物に係る元請責任に関する指導指針」を制定し、発注者や建設業者等に対して指導を実施してきた。

その後、建設リサイクル法の全面施行や電子マニフェストの普及等の新たな課題に対応するため、従来の要綱を廃止し、平成20年4月1日に改めて「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」を制定した。また、従前から適用していた「建設廃棄物の再利用促進に関する指針」を、平成22年10月1日に「大阪市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」及び「大阪しがれき類の自ら利用に関する指導指針」として改定し、建設業者や工事関係者に対して指導することにより、建設廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化や適正処理の確保を図っている。

(4) 産業廃棄物再生利用業の指定制度の活用

資源化、再利用の推進を図るため、「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」に基づき、産業廃棄物再生利用業の指定制度の活用を図っており、産業廃棄物再生利用業者は、令和6年3月末現在で4業者である。